

報告書抜粋（検証事実）

を除きすべて使用不能となった。

○国・県・市・江連八間土地改良区との八間堀川の水害対応に対する連携は見られなかつた。

(4) 市役所と災害対策本部

○決壊箇所の避難指示で、上三坂について、本部では避難指示を出すと決定したが、実際には防災無線で放送されず、放送担当課への連絡過程で抜け落ちたが、原因は不明であり、このことは災害対策本部の責任であり、その最高責任者である本部長の責任でもあるとの見解であった。

○災害対策本部の会議録は存在せず、白板に板書した写真データしかなかつた。

○ホットラインの情報共有については、本部長と本部員の情報共有に関する認識の差があつた。

○国土交通省からの市長へのホットラインで、「下流部の危険箇所からの越水も予想されます」との情報提供や、三坂地区の浸水想定区域図の送付（国土交通省では送ったとのことであるが、災害対策本部は確認していないとの見解）という判断材料があつたにも関わらず、災害対策本部は市役所が水没するという認識はなかつた。
(対策本部を移すという議論もあつたが、最終的には移さなかつた。)

○八間堀排水機場ポンプの停止による内水被害が発生する恐れがあるとの情報提供が国土交通省からあつたにもかかわらず、市の災害対策本部は対応を講じなかつた。

○災害対策本部は電源喪失という状態と、水害による浸水によって孤立し、本部機能が大幅に失われ、水害対応が遅れてしまった。

○災害発生当初は市の災害対策本部と国土交通省、県、自衛隊、警察、広域消防本部等を含めた合同対策本部の連携がうまく機能していなかつた。

○避難所となつていなかつた市役所に、多くの住民が集まり、緊急の対応として市民を受け入れたが、浸水により孤立させてしまった。

○今回の水害では、防災無線が十分に活用されたとは言い難いが、非常時には有効であることが確認できた。

(5) その他

○水害発生当初は、各地から來ていたボランティアの方々について、適切な配置指示を出せなかつた。